

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人須崎市保育協会定款第18条の規程に基づき、役員報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事と評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、別表により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事及び評議員が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年12月24日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表

名 称	報 酬
役員会出席報酬 評議員 業務報酬 理事業務報酬 監事監査指導報酬	5,000 円